

CORPORATE PROFILE

会社案内

アイリス税理士法人 事務所概要

事業所名	アイリス税理士法人	
代表者	城 行永(じょう ゆきひさ)	
所在地	<p>【東京オフィス】 〒141-0031 東京都品川区西五反田二丁目 29 番 5 号 日幸五反田ビル 5 階 電 話 : 03-5436-3737 F A X : 03-5436-3740</p> <p>【福岡オフィス】 〒810-0074 福岡市中央区大手門二丁目 1 番 10 号 アイリス税理士法人ビル 電 話 : 092-733-1840 F A X : 092-733-1842</p> <p>【お問い合わせ】 フリーダイヤル : 0120-733-184</p>	
設立	2002 年 4 月 (創業 1996 年 7 月)	
資本金	1,000 万円	
所属税理士	城 行永、田川 政一、山口 多恵子 他 <スタッフ総数 : 60 名>	

経営理念 「顧客第一主義」

税務顧問

1.月次決算

毎月決算を行うことで現状の利益を把握し、月次決算資料をもとに、戦略的な経営を行えます。

2.決算対策

決算前には決算に向けた事前対策を行い、決算予測・納税予測を社長さまと一緒にを行います。

3.税務相談・節税対策

税務相談および会計事務所側から各会社の状況に応じた適切な節税対策をご提案します。

人事労務・助成金

1.就業規則の作成・運用

最新法令にもとづいた就業規則を整備することで、様々な労務問題を未然に防ぎ、経営者様を徹底的に守ります。

2.助成金申請

必要な要件を満たしている助成金の申請を行います。また、獲得できそうな助成金の提案を行います。

3.社会保険手続業務

従業員様の各種保険手続を代行します。

その他の業務

1.相続税申告・相続税対策

相続税試算、株価評価、財産分割対策、納税資金対策を行います。

2.会社設立・開業支援

会社の成長を徹底サポートします。設立手続はもちろん、創業時の資金調達もおまかせください。

3.経理アウトソーシング

日々の伝票起票から月次決算、さらには専門スキルが要求される各期の決算に至るまで、部分的なアウトソーシングからフルアウトソーシングまで、お任せください。

顧問先実績

料亭、温泉旅館、レストラン、飲食店、ヘアメイクアーティスト、音楽家、写真家、芸能人、書道家、理容業、美容業、建築業、不動産業、Webデザイナー、コンピュータ開発、携帯電話コンテンツ開発、ソフトウェア開発、携帯電話販売、通信販売、インターネット通信販売、パソコン部品輸入、コンビニエンスストア、農業、漁師、鮮魚卸売業、自動車卸売業、リサイクルショップ、自動車整備、旅行業、土木建築業、出版業、新聞販売店、病院、クリニック、NPO法人、社会福祉法人、弁護士事務所、学習塾、専修学校、内装工事、店舗設計、一級建築士事務所、左官工事、工務店 など

弊社は「認定経営革新等支援機関」の認定を受けております。

「認定経営革新等支援機関」とは

認定経営革新等支援機関とは中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、中小企業者が安心して経営相談等を受けられるように、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した税理士等のことです。

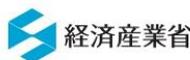
主な認定機関業種（金融機関、商工会議所、商工会、税理士、監査法人、司法書士 など）

「認定経営革新等支援機関」を利用するメリット

その企業の現状や課題、業界全体での動向を分析し、それらに対する具体的な支援策をまとめ、1つの計画書にします。

本規定最大の特徴はその効果です。先進性のある固定資産については所定の手続きをすることで即時償却（購入後、すぐに全額経費にできる）や税額控除の適用を受けることができます。また、政策金融公庫による特別な制度融資を利用することもできます。

経営課題を解決します。



認定経営革新等支援機関を使ってみませんか

認定支援機関とは？

専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士など）を、国が審査し、経営革新等支援機関として認定しています。



経営革新等支援機関からの支援事例

新事業展開に成功し、売上は過去最高を記録

認定支援機関 金融機関

中小企業・小規模事業者 金属製品製造業

支援機関から、販売先の紹介や認証取得、新事業の立ち上げ等の支援を受け、新製品の製造から販売までの流れを具体化。その結果、新製品の製造・販売は成功し、売上高は過去最高となった。徐々に、他社製品のメンテナンスや修理等のサービスも受注し始めているので、今後は顧客の拡大を図っていく予定。

新たな設備の導入に成功し、生産性が1.5倍に増加

認定支援機関 税理士法人

中小企業・小規模事業者 非鉄金属製造業

新たな設備の導入を検討していた会社に対し、支援機関が、設備の導入の影響を財務的に分析し、複数の導入案を提案。それを基に会社は導入を決意。その結果、生産コストが短縮され、生産性が1.5倍に増加し、競合他社に優位性のある短納期化を実現。これにより、受注は増加し、売上・利益も改善傾向にある。

新事業の立ち上げにより、従業員の意欲も向上

認定支援機関 商工会議所

中小企業・小規模事業者 金属製品製造業

支援機関からのアドバイスを受け、新事業でのターゲットや資金面に関する計画の明確化。その結果、補助金の採択にもつながり、今後の事業拡大をさらに加速させた。また前向きな事業を展開することで、社内での労働意欲も向上。

使える施策 経営革新等支援機関から支援を受けることで、補助金や税制優遇などの申請を行うことができます。

経営改善計画策定支援事業

金融支援を伴う経営改善が必要な中小企業・小規模事業者が認定支援機関の助力を得て取組む経営改善計画策定とモニタリングの費用を支援します。また、金融支援が必要となる前の早期段階における簡易な経営改善計画策定とモニタリングの費用も支援します。

認定支援機関による経営改善計画支援事業

検索



ものづくり・商業・サービス支援補助金

生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等にかかる費用を補助します。

ものづくり・商業・サービス補助金

検索



事業承継補助金

事業承継・世代交代をきっかけに新しいチャレンジを行う事業者を支援します。

事業承継補助金

検索



事業承継税制

後継者が非上場会社の株式等を先代経営者等から贈与・相続により取得した際、経営承継円滑化法により都道府県知事の認定を受けると、贈与税・相続税の納税が猶予される制度です。

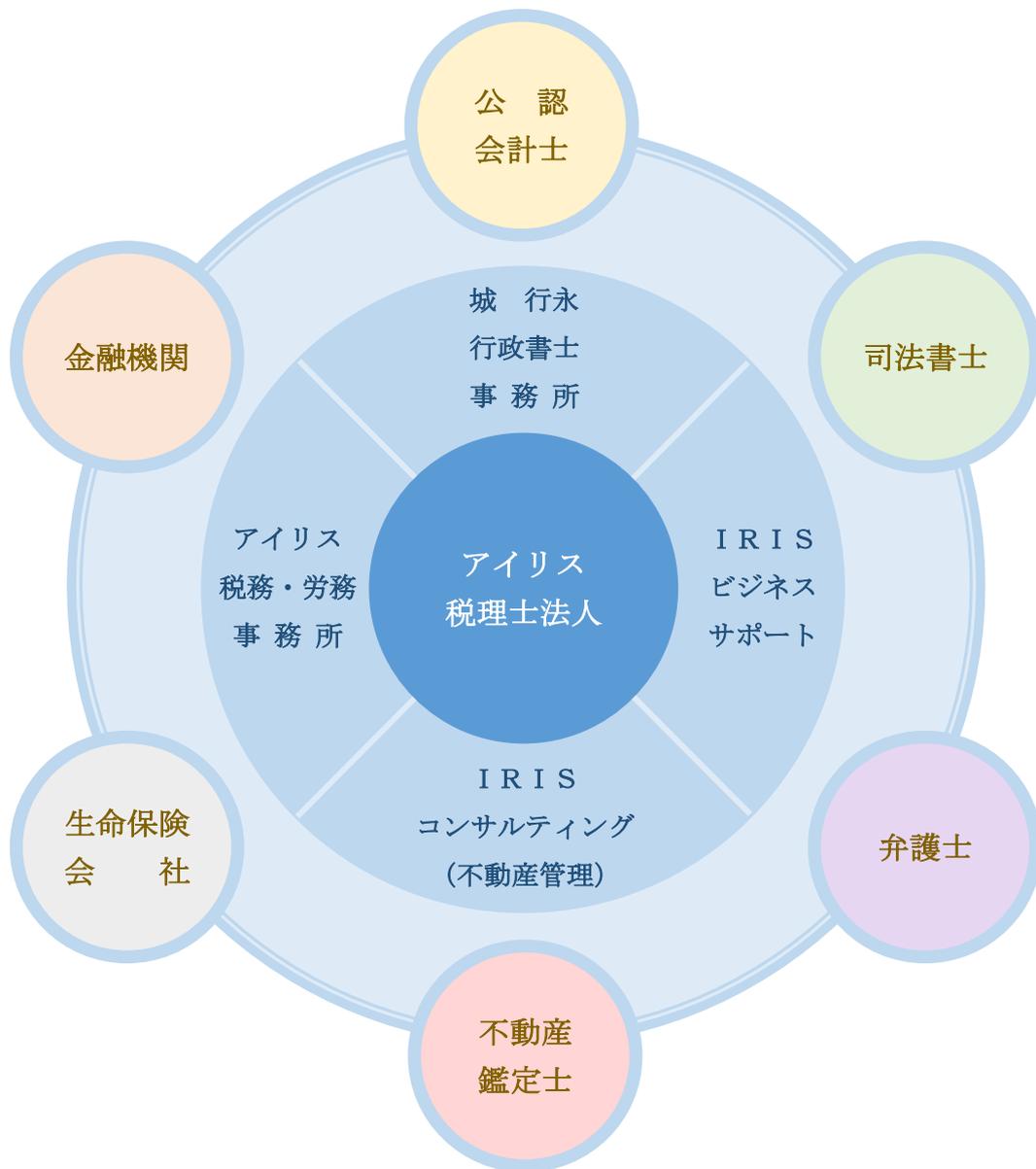
事業承継税制

検索



※上記は主な施策になります。そのほか使える施策については、中小企業庁HPをご覧ください。

アイリス税理士法人グループは ワンストップサービスをご提供します。



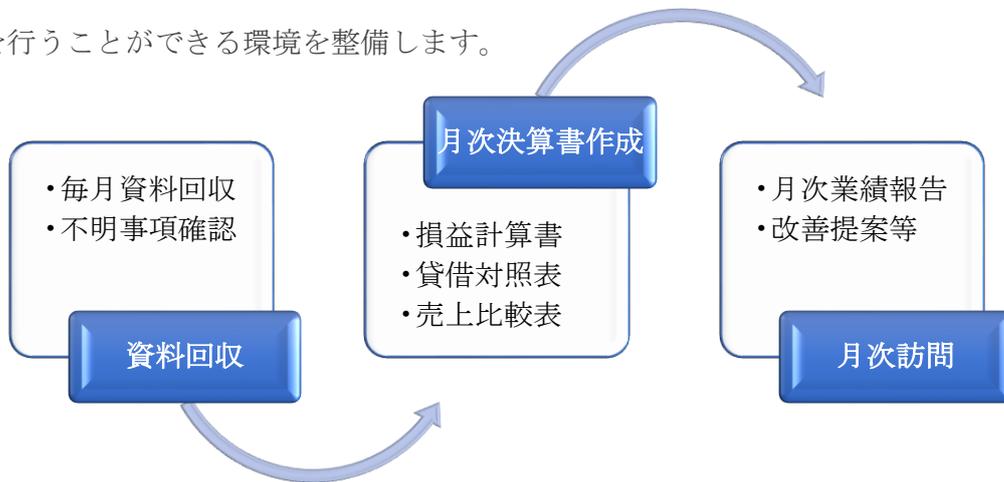
専門分野が多岐にわたる案件では、各専門家に依頼する時間を作るだけでも大変な労力が必要となります。

アイリス税理士法人は、弁護士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士をはじめとする各種士業や、金融機関、保険総合代理店、IT技術者などと幅広く連携しています。

専門分野が多岐にわたる案件でも、迅速に問題解決を図り、お客様のお悩みを解決します。

税務顧問 月次決算

毎月資料をお預かりし、「月次決算書」を作成します。毎月の訪問時には、月次決算書をもとに現状を正確に把握していただいたうえで、改善提案等を行います。毎月状況を把握することで、戦略的な経営を行うことができる環境を整備します。



月次決算

毎月決算を行うことで現状の利益を把握し、月次決算資料をもとに、戦略的な経営を行えます。

決算対策

決算前には決算に向けた事前対策を行い、決算予測・納税予測を社長さまと一緒にを行います。

税務相談・節税対策

税務相談および会計事務所側から各会社の状況に応じた適切な節税対策をご提案します。

頼れる税務顧問として



帳簿作成や税務書類作成だけが
税理士の仕事じゃありません。

税務・会計・財務のスペシャリストであることはもちろんですが、お客様のご要望を的確に伺えるコミュニケーション力、経営をとりまく諸問題の解決能力、変化に柔軟に対応できる適応能力、税務調査などの際にはお客様の立場になって交渉できる折衝力、それらの力を集結させてお客様の経営を守り強くする。それが税理士の仕事です。

税理士と顧問契約を締結するメリット

コスト削減・リスク回避

経理担当者の人件費や育成費(または、経営者自らが経理を担当する際のコスト)と比較した場合、税理士に依頼した方が、間違いの無い適切な税務会計処理がスムーズに行われますし、誤った会計処理による追徴課税のリスクを最小限に抑えることができます。

税務の専門家としての法令に基づいた確かなアドバイスにより税務申告が行われますから、適正で有利な税務処理が行われます。結果的に、税理士に支払う顧問料以上のコスト削減ができるのです。



経営判断

月次決算書には、将来の資金繰りや経営戦略の立案に活用することができる、会社の現状や将来を暗示する様々な情報が集約されています。

税理士と顧問契約を締結することで、月次決算において会社の損益・資金繰りなどのチェックと報告を受けることが可能になります。



経営者様の悩み解決

記帳代行や申告業務だけが税理士の仕事ではありません。

税務業務以外にも、資金繰りや人事など、経営に関わるお悩みはもちろん、経営者の個人的なお悩みなど、様々な分野の相談を受けることがあります。

お悩みを一緒に考え、必要に応じて、弁護士や司法書士、社会保険労務士等と連携し、状況が良くなるよう、問題解決に導きます。



税務調査対応

税務調査の際は、あなたの会社の税務代理人として、税務署とのやりとりを安心してお任せください。



スムーズな変更を
フォローします。

税理士^{CHANGE}変更

現状の顧問税理士にこんな悩みはございませんか？

- 高圧的で話しにくい。コミュニケーションが図りづらい。話がわかりにくい。
- 知識が古く、最新の税法やIT化についていけない。
- 税理士報酬分の仕事をしていない。担当職員の対応が悪い。
- 仕事が遅い。ミスが多い。能力が低い。
- 帳簿のことばかりで業務改善や経営戦略的なアドバイスが無い。
- ギリギリにならないと納税額がわからず、節税のアドバイスも無い。
- 税務調査の際、税務署の言われるがままの対応だった。

スムーズな税理士変更・作業移行をフォローします。



現在の顧問税理士を変更したいのですが…

現在の顧問税理士を変更したいのですが、税理士にその話を出した途端、洗い顔をされました。今後、お願いしていた分の会計データがちゃんともらえるか、変更後の嫌がらせがないか…。業務に支障が出るのではないかと心配しています。できるだけスムーズに変更できるようなアドバイスやフォローはしていただけたりしますか？

会計データはお客様のものです。また、税理士は守秘義務を課せられています。嫌がらせなどをする税理士がいたら税理士会が厳正に対処します。お客様が、スムーズに税理士変更・作業移行ができるようにフォローします。書類の返却依頼や、やり取りのアドバイスもさせていただきます。無料相談を実施しておりますので、安心して、お気軽にご相談ください。

税務はもちろん、悩める経営者様の良き相談相手として、経営戦略の参謀役として、経営者様の様々な悩みを一緒に考え、問題解決を導きサポートします！
節税対策・業務管理・資金繰り・銀行融資・記帳代行等々、低価格・高品質なサービスでお応えします。

サービスの質と低料金のバランスが第一です。

税理士業務はサービス業務であり、お客様のご支持がないと成り立ちません。お客様の繁栄が我々の成功です。アイリス税理士法人は、全社員をもって「顧客第一主義」を認識し、「税務、会計、財務」のスペシャリストとして、経営者様や担当者様と接することを約束いたします。

「顧客第一主義」に本気で取り組む税理士が、企業・経営者様をがっちりお守りします。

アイリス税理士法人の基本姿勢です。お客様の節税を最大限に行います。お客様の権利をまもり、お客様の利益をまもり、お客様の財産をまもり、お客様の仕事を感謝の気持ちをもってお手伝いします。お客様の立場でアドバイスさせていただきます。

ご依頼にあたりましては、明朗に費用をご説明します。

アイリス税理士法人は、料金もサービスの質も、自信をもってご案内できる内容となっております。ご依頼にあたっては、事前に業務内容と料金内容を明瞭・丁寧にご説明させていただきます。説明していない料金をいただくことはありません、ご安心ください。



アイリス税理士法人
代表税理士 城 行永



❖ 税務顧問報酬一覧表 ❖

◆ 月額報酬 ◆

※表示価格は消費税込みです。

年間売上高	毎月報告		四半期報告		半期報告	
	ご訪問プラン	DXプラン	ご訪問プラン	DXプラン	ご訪問プラン	DXプラン
1,000万円未満	30,250円	27,500円	21,780円	19,800円	18,150円	16,500円
3,000万円未満	36,300円	33,000円	24,200円	22,000円	21,780円	19,800円
5,000万円未満	42,350円	38,500円	26,620円	24,200円	24,200円	22,000円
1億円未満	45,980円	41,800円	36,300円	33,000円	26,620円	24,200円
3億円未満	54,450円	49,500円	48,400円	44,000円	42,350円	38,500円
5億円未満	60,500円	55,000円	54,450円	49,500円	48,400円	44,000円
10億円未満	96,800円	88,000円	90,750円	82,500円	84,700円	77,000円
10億円以上	応相談					

上記には記帳代行料を含みません。

◆ 決算報酬 ◆

年間売上高	毎月報告		四半期報告		半期報告	
	ご訪問プラン	DXプラン	ご訪問プラン	DXプラン	ご訪問プラン	DXプラン
3,000万円未満	132,000円					
1億円未満	165,000円					
3億円未満	198,000円					
5億円未満	220,000円					
10億円未満	352,000円					
10億円以上	応相談					

消費税申告がある場合は、別途33,000円と月額報酬1か月分の多い金額が決算報酬に加算されます。

その他の報酬	業務内容
記帳代行報酬	月額11,000円～。月間仕訳数500仕訳以上は応相談。
部門別管理報酬	1部門毎に月額報酬の20%を加算致します。
事前確定届出給与	別途お見積り
税務調査立会報酬	日額66,000円～
税務調査での交渉による減額報酬	交渉により減額された税額の20%～
修正申告書の作成報酬	110,000円～
年末調整報酬	16,500円～ 人数が5名を超える場合は2,200円/1名を加算致します。
償却資産申告報酬	1市町村につき5,500円～
法定調書合計表作成報酬	5,500円～※1
各種届出書作成報酬	1届出書につき5,500円～※2
議事録作成報酬	1件につき5,500円～※2
国外取引管理	月額22,000円～

※1. 年末調整をご依頼頂いた場合、給与支払報告書及び法定調書合計表の作成は無料です。

※2. 税務顧問契約を結ばれているお客様は、顧問料に含まれますので無料です。

DXとは「Digital Transformation」の略です。英語圏では「Trans」を略するときは「X」を使うので「T」が「X」となり「DX」と表記されます。経済産業省はDXを、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義推奨しています。

DXプランでは、毎月のご報告は原則としてオンラインで行い、財務データの交換はデジタル技術を活用して行います。

同時に、御社のオンライン会議システム、ペーパーレス、ネットバンキング、テレワーク等の導入・活用をサポート致します。